生活文化史

Seikatsu Bunkashi

<史料館だより>

目　次

◇本庄共同墓地旧「孝子忠榮墓」銘について……………鈴木　武　2

◇史料に読む深江の歴史（七）

酒造勝手造り令と酒株の変遷……………………………大国　正美　6

◇編集後記………………………………………………………望月　浩　8

1999.3.20

NO.25

孝子忠榮の墓碑▶
かつて神戸市東灘区深江北町の本庄共同墓地内に所在していた
（本誌2ページ参照）

神戸深江生活文化史料館

本庄共同墓地
旧「孝子忠榮墓」銘について

歴史考古学研究会理事　鈴　木　武

神戸市東灘区深江北町五丁目四に当地の旧名を冠した本庄墓地・深江墓地が隣接してある。この本庄墓地の南面する入口を入り、北へ三十メートルの位置に最近に建立された「孝子忠榮墓」が建つ。この墓は以前には旧墓碑が建てられていて、石積みの三段の基壇を積み、その上に近世墓碑形（方形、上部切妻）、和泉砂岩製のものであった。当時すでに表面剥離が進行していたが、この碑は旧本庄青木村の松本佐兵衛の顕彰碑であって地元の誇る文化財としても貴重な存在であり、大正十年発行の『武庫郡誌』にも史跡として掲載されている。しかしながら破損が激しく昭和六十年に現在のものに建て替えられ、旧碑は墓地内の無縁墓塔の片隅に積まれていたので、この旧碑の各面に刻されている銘文の残存部分のみ手拓しておいた。

この度、不幸にも阪神・淡路大震災が当地にも甚大な被害をもたらしたことは記憶も生々しく、悲しい出来事と言わざるをえない。震災後一年、本庄墓地を訪れたところ、無縁墓塔の場所はすでに更地になっていて旧碑の残欠も処分されたらしく、跡形もなかった。いまこれらを惜しみ、僅かでも記録の部分を遺すべきと思い、保存資料を紹介する。

☆『武庫郡誌』（復刻版）第十二章　本庄村　三八八頁より

【孝子】

松本佐兵衛、明和三年青木に生る。天性至孝、養父母に事ふるに克く其道を以てし、奴婢を使ふに其情を以てせしかば、幕府城代より褒賞銀を受けたり。又浪華の竹本内匠太夫につき浄瑠璃を學び、竹本岡太夫と称したりとぞ。文化十三年歿す。年五十一。碑あり、刻して孝子忠榮墓と記す。傳存す。褒賞寫左の如し。

申渡

播州菟原郡青木村

百姓　佐兵衛

銀七枚

右ハ養父母へ孝行仕リ、奇特ノ取計ヒ致候ニ付キ、為御褒美、書面ノ通リ被下候段、讃岐守殿被仰之右ノ通榊原主計頭殿被仰渡候。

亥十二月

以上が「孝子忠榮墓」の概要であるが、この資料を詳観した

（※松本佐兵衛…明和三年（一七六六）生。文化十三年（一八一六）没。申渡状の亥十二月は寛政三年（一七九一）二六歳、享和三年（一八〇三）三八歳、文化十二年（一八一五）五十歳の時に相当するが、何れか明確でない。）

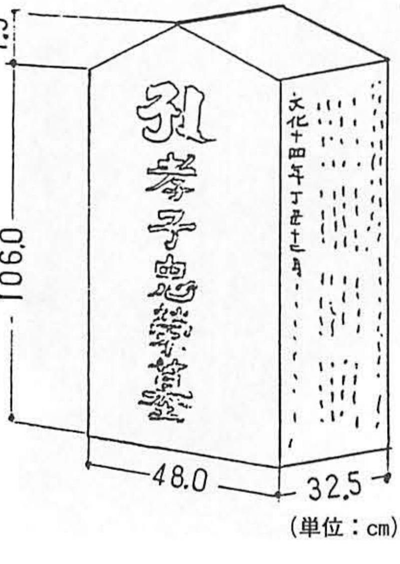

（単位：cm）

図１　調査時の法量

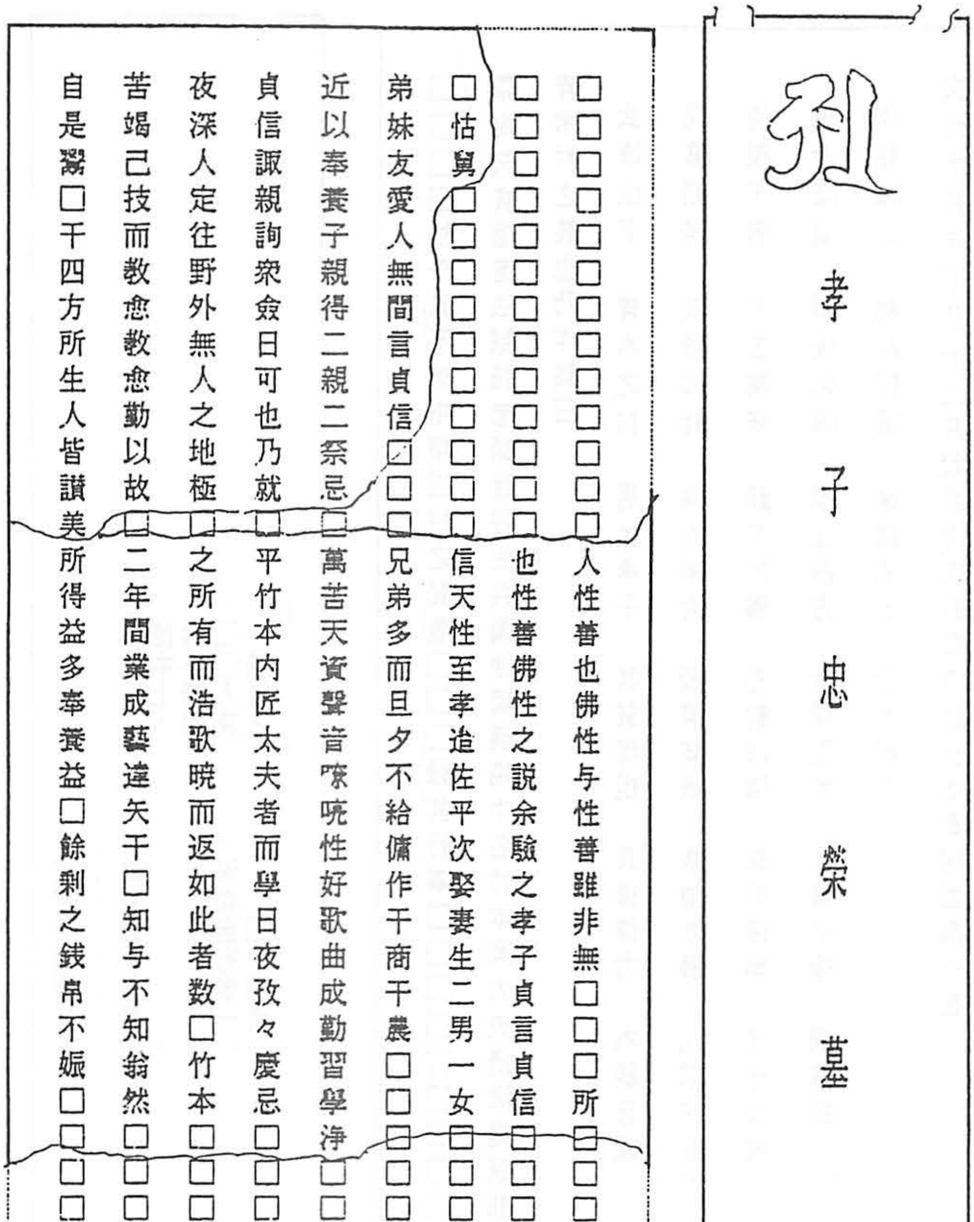

第1面

列

孝子忠榮墓

第2面

□□□□□□□□□□□□□人性善也佛性与性善雖非無□□所□□□
□□□□□□□□□□□□□也性善佛性之説余驗之孝子貞言貞信□□□
□怙舅□□□□□□□□□□信天性至孝追佐平次娶妻生二男一女□□□
弟妹友愛人無間言貞信□□□兄弟多而且夕不給傭作干商干農□□□□
近以奉養子親得二親二祭忌□萬苦天資聲音喨嘵性好歌曲成勤習學浄□□
貞信諏親詢衆僉日可也乃就□平竹本内匠太夫者而學日夜孜々慶忌□□□
夜深人定往野外無人之地極□之所有而浩歌暁而返如此者数□竹本□□□
苦竭己技而教愈教愈勤以故□二年間業成藝達矣千□知与不知翁然□□□
自是鬻□千四方所生人皆讃美所得益多奉養益□餘剰之銭帛不娠□□□

図2　旧「孝子忠榮墓」の銘文(1)

※位置不明残欠

之善良不假教

學而自有者一
□子□貞

徳本上人
佛外無他
□□人莫
禮汝之

第3面

□□□□然乎其不然乎項近村之賢者□□□録其行事□□□□□□□□□
禦為矢貞信者法號諱忠榮世呼佐兵衛浄琉璃場中名竹本岡太夫摂津兎原郡
青木村之農也乃作銘曰
武庫山下　青木之村　篤生孝子　其質瑤琨　負擔傭力　為親忘疲
苟寠艱苦　其甜如飴　倹衣削食　振濟貧珉　飯僧念佛　欣求往生
侍親干病　千苦萬辛　籲天祈佛　感動四隣　聲華達擧　達于公庭
白金降賜　照燭栄扁　家在四方　金殿玉堂　紫雲迎接　還歸故郷
作銘頌徳　勒諸堅珉　建語墓上　示友親人
文化十四年丁丑十二月穀旦河内長榮寺比丘拙菴明堂撰并書

第4面

図3　旧「孝子忠榮墓」の銘文(2)

時、幾つかの歴史的事実が浮かび上がってくる。まず碑名の内容については、武庫郡誌に記載されている要約の通り青木村の百姓佐兵衛（法号が貞信、本名が忠榮）なる人物が、父母に孝養を尽くしながらも倹約粗食し困窮する人へ供するなど篤志家としての活動も行って、近村にも知られるほどの人望があることから時の代官（当時青木村は幕府直轄の天領）から銀七枚の褒賞を受け、一方佐兵衛は佛心が厚く念佛行者徳本上人を支援、また浄瑠璃を学んで竹本岡太夫の舞台名を持つほどの芸達の人でもあったことが伺える。

　その他、本碑から幾つかの興味ある刻銘に気付く、その一つは第三面の剥離残欠の刻字にみられる「徳本上人」の文字で、この徳本上人は江戸時代中期の著明な念仏行者で、寛政年間に住吉呉田（ごでん）の豪商であり、また文人でもあった吉田道可に招かれて赤塚山に庵を持ち、修験の修業をするとともに、名号念仏の功徳を説いている。とくに徳本の書いた蔦文字と呼ばれる六字名号（南無阿弥陀佛）は美しい字体が知られてこれを写し彫りした石塔が全国に流行している。

東灘区内では住吉山手の徳本寺の名号碑、他に御影町郡家の中勝寺や甲南大学東の光明寺など、さらに遠くは長野善光寺など徳本名号碑は各所にいまも残されている。さらに本碑文を作り、また刻字を書いたのが河内長栄寺比丘とあるが、河内長栄寺は現在東大阪市で近鉄布施駅の東北に位置するが、この地は江戸時代を代表する学僧である慈雲尊者飲光（おんこう）（一七一八～一八〇四）の本拠で教学僧三千とも伝える。時代的には慈雲尊者が夭折したのが文化元年である。本碑の撰、書した拙　明堂と云う比丘（出家得度して具足戒を受けた男子の修業者）は[illegible]の慈雲系の者であろう。

　佐兵衛が竹本内匠太夫に浄瑠璃を学び、竹本岡太夫の舞台名を持つ事実については筆者浅学で知見をみないが、いずれ機会をみて調査して見たいと考えている。

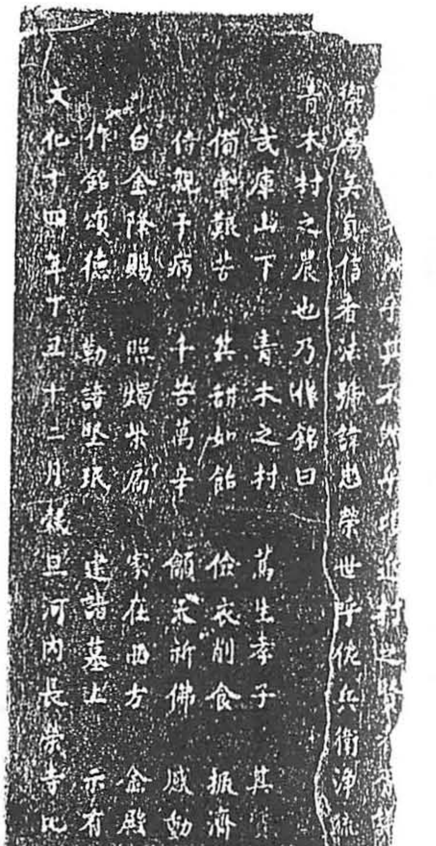

図4　第4面拓影

史料に読む深江の歴史(七)

酒造勝手造り令と酒株の変遷

史料館副館長　大国正美

「元禄十丑年より酒造米高人別覚」という史料を使って、前号で近世前期の灘の酒造業を概観した。前号で述べた通り、この史料は①元禄十年（一六八七）と十一年の灘地方酒造家一人ずつの酒造米高と酒造高書き上げ、②元禄十一年から正徳五年（一七一五）までの酒造統制、③某酒造家の寛文六年（一六六七）、延宝七年（一六七九）、元禄十年、正徳五年の酒造高―という三部からなっている。①については前号で分析し、②については柚木学氏らによって詳しく分析されている。そこで小稿では③の「某酒造家」を確定し、この酒造家の酒株の変遷をたどりながら、宝暦四年（一七五四）に出された勝手造りと酒造株の関係を考えてみたい。史料には以下のようにある。

一寛文六午年　御改石高　七拾石
一延宝七未年　御改石高　八石七斗五升
一元禄十丑年　御改石高　拾三石　　内三石新酒
一正徳五未年　御改石高　四石三斗三升三合　　但丑年三歩一
右、青山大膳亮様江書上申候御帳面之写
　右は古キ書物故紙虫つゞりわかりがたく候ニ付
　明治四未年二月相改写　　山本藤兵衛

すなわち、この酒造家は寛文六年（一六六六）には酒造高が七十石だったが、延宝七年（一六七九）には八石七斗五升と八分の一になり、元禄十年には十三石（うち三石が新酒）と、やや回復したが、正徳五年には四石三斗三升三合にまで落ち込んだ。「元禄十丑年より酒造米高人別覚」から酒造高をまとめた表を見ると、元禄十年に酒造高が十三石なのは、今津村次郎兵衛と、三条村利兵衛の二人しかいない。前号で論じたように、元禄十一年は「寅年ハ御法度故何方とも新酒無之」とあって新酒は造られず、「丑年（元禄十年）新酒仕候者ハ寅年（同十一年）造高と少宛相違有」、すなわち元禄十年と十一年の造高の差は新酒の高であるという。その記述を信じるならば、元禄十一年には、十石に減っているはずであり、この条件にあうのは、三条村の利兵衛である。三条村の酒造業について、次のような史料（小阪作兵衛家文書）がある。

元禄10年・11年の酒造石高

地区	酒造家	元禄10	元禄11
今津	吉兵衛	19.0	14.0
同	善左衛門	15.0	(10.0)
同	次郎兵衛	13.0	(13.0)
打出	善左衛門	45.0	30.0
同	源左衛門	90.0	50.0
芦屋	次右衛門	18.0	(18.0)
三条	利兵衛	13.0	10.0
深江	太郎兵衛	5.0	―
東青木	仁兵衛	12.0	10.5
小路	九左衛門	―	5.0
魚崎	十兵衛	350.0	300.0
同	弥右衛門	未詳	70.0
同	次左衛門	100.0	(100.0)
住吉	五郎左衛門	68.0	21.8
同	伊左衛門	30.0	24.3
同	孫左衛門	15.0	7.0
川原	三郎左衛門	12.0	7.0
原田	善次郎	15.0	未詳
神戸	喜左衛門	20.0	11.0
同	太郎兵衛	28.0	13.5
同	善右衛門	3.5	2.2
同	善次郎	28.0	13.0
二茶屋	善兵衛	12.0	2.0
同	三右衛門	25.0	8.0
同	恕仙	12.0	2.0
同	伊左衛門	20.0	―

（米100に酒60の率で算出。単位は石）

酒株覚
寛文六午年御改
一酒造高　七拾石
元禄十丑年御改
一同　　拾三石

正徳五未年御改
一酒造高　四石三斗三升三合
右之株私所持罷在候得共、何方より譲り請候哉、相知不申候、御証文も無御座候、先年関口直右衛門様より御上様御帳面之写、被下置所持仕候、其後三橋仙左衛門様御役之時節、貸株ニ仕度段御窺申上候処、当分見合候様被仰付候
延宝七未年御改
一酒造高　八石七斗五升
右之株十弐年以前亥年魚崎村十兵衛方江譲り申候、右之通相違無御座候、以上

安永七年戌年十一月　三条村　久兵衛
同村年寄　八郎兵衛
同断　仁兵衛
庄屋　長兵衛

御奉行様

この久兵衛の株高が前掲の利兵衛の石高とぴったり一致する。元禄十年に利兵衛のもっていた株は、そっくり久兵衛に譲られたと断言してよいだろう。ところが、史料を注意して読むと、寛文六年・元禄十年・正徳五年の石高と、延宝七年の株とを区別して「右之株」と呼んでいることに気が付く。そして延宝七年の酒株は十二年前の亥年＝明和四年（一七六七）＝に魚崎村十兵衛に譲っている。この区別はいささか奇異である。なぜなら、株改とはその時々の酒造米高の総量調査であるからである。つまり寛文六年株は、それ以前の株高とは関係なく「累年造来候員数」、すなわち前年の実際の酒造米高を基準とし、寛文六年はその半分と決めたものであり、延宝七年の改高も、同八年に「酒米員数之儀、去年之半分」とする減醸令が出て定められた株高である。西宮郷では、これが寛文六年株高の八分の一に相当したというから、利兵衛の石高の減少は幕府の酒造統制令に合わせたものということになる。さらに、元禄十年の株は、同十五年に十年、十一年の酒造米高を調べて定めたことは前回紹介した通りである。正徳五年は「元禄十年之定数」の三分の一と定めたものである。従って、利兵衛の石高は寛文六年七十石、延宝七年八石七斗五升、元禄十年拾三石、同十一年十石、正徳五年四石三斗三升三合と変遷したと解釈すべきである。史料の正徳五年に「但丑年（元禄十年）三歩一」とある注釈がそれを裏付ける。

　ところが明和年間の「酒株人別帳」（四井幸吉家文書）によると、西宮の加茂屋九兵衛の他所借株に三条村久兵衛所持の「元禄十丑酒株十三石」があり、同五年から安永元年まで借りる契約になっている。魚崎村十兵衛に譲られた株とは別の株があるのである。明和四年に魚崎村十兵衛に譲ったがすぐ買い戻し、翌年から加茂屋九兵衛に貸したと考えられないことはないが、石高が違う上、安永七年の酒株覚にその旨の記載がないから、この解釈には無理がある。

　さらに寛政三年（一七九一）の「久兵衛酒造家願書」（小阪家文書）によると、十三年以前すなわち安永八年の頃から「先年より所持」の三株で岡本村の好右衛門の居宅続きに納屋蔵を建て、出造りを始めたとある。また、寛政十三年に大庄屋に差し出した「三条村酒造株控帳」（小阪家文書）には村全体の株高として、

寛文六午年御改
一酒造高　七拾石　株主　久兵衛
元禄十丑年御改
一同　拾三石　同　人
正徳五未年御改
一酒造高　四石三斗三升三合　同　人

とだけあって、岡本村の好右衛門の居宅続きの納屋蔵で酒造を行った三株が、寛文六年・元禄十年・正徳五年の酒造調の石高を指していることは明らかである。つまり、久兵衛は四度の調査を受けた一株を、四株として申告し、明和四年に一株を魚崎村十兵衛に売却し、残り三株のうち一株を西宮の加茂屋九兵衛に明和五年から安永元年まで五年間貸し、同八年ころから自ら三株で酒造を営んだのである。しかも大庄屋に届けながら、見過ごされているのが興味深い。こんな事が可能になったのは、宝暦四年（一七五四）に米価低落で酒造勝手造り令が出されたことが背景にある。享保の改革による年貢増徴、新田開発の奨励で米が余り米価が低落、幕府はこれまで禁止していた新酒醸造も含めて、元禄の定数までは醸造を認めたのである。こうした政策基調の中で、酒株は〝水増し〟が見過ごされたのである。ただそれが意図的なものだったかどうかは定かでない。なぜなら、通常酒造株は酒造高ではなく、酒造米高を指すからである。元禄改の場合で、酒造米高百石に対し、酒造高は六十石を見込んでおり、水増しを最大限にしようとすれば、酒造米高を利用した方が有効だからである。

〝水増し〟である以上、正規の鑑札があるはずはなく、どうして貸与や売買が可能になったのか疑問で、いずれにしても酒造株の管理は想像以上にずさんで、醸造はもちろん、譲渡・貸与まで自己申告を軸に行われているのである。

久兵衛が安永六年に出した「救済銀下附願書」（左武雄家文書）によれば、祖父久兵衛と父親久兵衛の代には八十石の田畑を持ち千二、三百石の酒造業を営んだが、父親の代に江戸の問屋の倒産、積み荷の難破などが相次ぎ没落したという。灘地方が発展期を迎えるのは一八世紀後半以降で、久兵衛は灘酒造業が本格的な発展を見る前の有力酒造家だった。しかし、天明の飢饉の後、寛政の改革を進めた松平定信が将軍補佐役に就任し、酒造制限のため天明八年（一七八八）に実施した株改では、久兵衛の株は休株扱いされた。久兵衛は寛政三年に休株は誤りと訴えたが、同十三年の改でも休株になっている（「酒造株控帳」小阪家文書）。千二、三百石もの酒造業を営んだ久兵衛家が没落したなら深江の酒造家の消長にも絡むだろうが、深江との関係については、今後の課題である。

編集後記

阪神・淡路大震災から早四年が経ちました。復興がよく言われていますが、街の中ではまだまだ更地のままになっているところも数多く見られます。また、街中を歩いていて気が付くのは、以前あったお地蔵さんなどの祠が見当たらなくなってしまっていることです。撤去されたのか、また祀っている人がいなくなり、維持できなくなってしまったのでしょうか。震災後には倒壊もせず、被災を免れていたものも、町並みが再建され始めると逆に失われていったものも見られます。身近なものだっただけに、いつでも記録できると思いがちですが、やはりできるときに調査・記録しておくことが大切だと痛感するこの頃です。

（望月　浩）

『生活文化史』　第25号　99・3・20
編　集／望月　浩
発　行／神戸深江生活文化史料館
〒658-0021　神戸市東灘区深江本町3－5－7
☎　078－453－4980（FAX兼用）